

市民評価委員会

新基本計画策定に向けた提言

【第 3 期基本計画における外部評価を踏まえた総括評価と提言】

2019 年 1 月

平成 30 年度鎌倉市民評価委員会

<目 次>

I.	総括評価総評.....	1
II.	新基本計画策定に向けた提言.....	7
	第1章(1)平和.....	7
	① 施策の方針1 平和推進事業の充実.....	7
	第1章(2)人権.....	7
	① 施策の方針1 人権施策の充実.....	7
	第1章(3)多文化共生社会.....	8
	① 施策の方針1 多文化共生社会の推進.....	8
	第2章(1)歴史環境.....	9
	① 施策の方針1 歴史的風土の保全.....	9
	② 施策の方針2 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用.....	9
	③ 施策の方針3 文化財の保存、調査・研究、情報の充実.....	9
	第2章(2)文化.....	10
	① 施策の方針1 文化活動の支援・推進.....	10
	第3章(1)みどり.....	11
	① 施策の方針1 緑の保全等.....	11
	② 施策の方針2 都市公園等の整備・管理.....	12
	第3章(2)都市景観.....	12
	① 施策の方針1 良好な都市景観形成事業の推進.....	12
	第3章(3)生活環境.....	13
	① 施策の方針1 3Rの推進・ごみの適正処理.....	13
	② 施策の方針2 環境汚染の防止.....	14
	③ 施策の方針3 まちの美化.....	14
	④ 施策の方針4 次世代に向けたエネルギー・環境対策の推進.....	15
	⑤ 施策の方針5 野生鳥獣等への対応.....	16
	⑥ 施策の方針6 海浜の環境保全.....	17
	第4章(1)健康福祉.....	18
	① 施策の方針1 地域生活の支援サービス.....	18
	② 施策の方針2 市民の健康と安心づくりの推進.....	19

第4章(2)子育て	19
① 施策の方針1 すべての子育て家庭への支援	19
② 施策の方針2 子育て支援施設の整備	20
第4章(3)学校教育	21
① 施策の方針1 安全・安心で開かれた学校づくり	21
② 施策の方針2 教育内容・教育環境の充実	21
③ 施策の方針3 学校施設の整備	22
第4章(4)青少年育成	22
① 施策の方針1 青少年の育成・支援	22
第4章(5)生涯学習	23
① 施策の方針1 多様な学習機会の提供と学習成果の活用	23
② 施策の方針2 学習環境の整備・充実	24
第4章(6)スポーツ・レクリエーションの推進	24
① 施策の方針1 市民スポーツ・レクリエーションの推進	24
② 施策の方針2 スポーツ施設の整備	25
第5章(1)防災・安全	25
① 施策の方針1 地震対策・風水害対策の充実	25
② 施策の方針2 危機管理対策	26
③ 施策の方針3 消防機能の整備・充実	26
④ 施策の方針4 防犯活動の充実・強化	27
第5章(2)市街地整備	27
① 施策の方針1 市街地整備の推進	27
第5章(3)総合交通	27
① 施策の方針1 道路・交通体系の検討	27
② 施策の方針2 交通安全意識の高揚	28
③ 施策の方針3 駐輪対策の推進	29
④ 施策の方針4 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進	29
第5章(4)道路整備	29
① 施策の方針1 道路・橋りょうの整備・維持管理	29
第5章(5)住宅・住環境	30
① 施策の方針1 鎌倉らしい住まいづくり	30
第5章(6)下水道・河川	31

① 施策の方針1 下水道の整備・管理.....	31
② 施策の方針2 水辺環境の整備・創出・管理	32
③ 施策の方針3 下水道資源の有効活用.....	33
第6章(1)産業振興.....	33
① 施策の方針1 農業・漁業の振興.....	33
② 施策の方針2 商工業振興の充実.....	34
第6章(2)観光.....	35
① 施策の方針1 観光都市としての質の向上	35
② 施策の方針2 安全で快適な観光空間の整備	35
③ 施策の方針3 地域が一体となった観光振興の推進	36
第6章(3)勤労者福祉.....	36
① 施策の方針1 雇用支援の充実	36
② 施策の方針2 働く環境の充実	37
③ 施策の方針3 技能振興の充実	37
第6章(4)消費者対策.....	38
① 施策の方針1 消費者施策の推進.....	38
<考え方1>市民自治.....	38
<考え方2>行財政運営.....	38
<考え方3>防災・減災.....	38
<考え方4>歴史的遺産と共生するまちづくり.....	39
各施策に共通する課題・提言	39
① 新基本計画策定方法に対する提言	39
② 新基本計画の内容に対する提言.....	39

I. 総括評価総評

会長 行政評価アドバイザー 川口和英
副会長 柳生修二

はじめに

これまで鎌倉市民評価委員会による外部評価を毎年実施してきた。その評価結果で指摘された課題や提言は、翌年の外部評価に反映させる仕組みとして、評価の体制が整えられてきた。

今回行ったのは、第4期基本計画（2020～2025）の策定を目指し、これまでの第3期基本計画における枠組みについての外部評価を踏まえた総括評価とその提言である。

第3期基本計画（2014～2019）は、当初の第2期計画（2006～2015の10年間）であったものを2年間短縮し、計画期間を（2006～2013）とし、その後に続く6年間（前期実施計画 2014～2016 後期実施 2017～2019）としたものである。このため、前回の第3期基本計画は、前倒しして見直された。

第4期基本計画（2020～2025）においては、基本計画期間とあわせた実施計画を策定し、中間年次で見直すことが検討されている。これは激しい勢いで変化する社会経済条件に柔軟に対応できる基本計画とするもので、急速に変化する時代に迅速かつフレキシブルに対応していくことを前提とした計画の構成であり、好ましいことと考える。

現在の鎌倉市における行政を実施していくうえで、財政状況の問題点などに対応し、これまでの基本計画と同様、歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努めること、持続可能な都市経営を確立していくことは重要な視点である。このために重要性や緊急性を踏まえた選択と集中を行っていくことが必要である。

歴史的遺産と共存しながら、魅力的で持続可能な都市を形成していくためには、社会・経済・環境の変化に適切に対応しながら、課題に対して常に有効な行政的な施策を行っていく視点が不可欠である。このためにも、現在の基本計画に基づく施策に対し、外部評価により、アウトカムを検証し、PDCAサイクルを有効に働かせることが重要である。

つまり、今回の総括評価は、第4期基本計画策定に資する評価として位置づけられ、これまで毎年行ってきた外部評価から、フィードバックを行うために本来の意味での施策評価を行うことでもある。

特に今回の外部評価において、改めて第3期基本計画における「施策の方針」、「目標とすべきまちの姿」及び「主な取組」について市民評価委員として評価作業を実施していく上で毎年のように指摘している事項、あるいは施策の構成・枠組として矛盾を感じるものが

多々あった。

内容としては、施策担当者と評価者側との間にある認識のずれや、見識の相違などもあることは考えられるが、市民感覚を持ち、民間の立場から、改めて詳細な検討を行った事により、アカウンタビリティに欠ける表現や、わかりにくさ、論理的な構成の矛盾や、深く検討されているのか疑問となる点などが多数確認された事が、改めて指摘された。

基本計画自体が今後フレキシブルな対応を検討していく必要性からも、これらを踏まえた市民評価委員の個別の指摘事項の声に耳を傾け、是非、柔軟な対応をお願いしたい。

総括評価が持つべき視点

過去の外部評価を振り返ると、評価にあたっての現行の施策体系の問題点や当初、想定されていなかった社会・経済・環境の変化により発生した課題等が明らかになってきている。

施策評価の本来の目的は、「鎌倉市の総合計画に掲げられた各施策及び事業の目標に対して、その達成に向けて近づいているのか、近づいていないとすれば何が問題なのかを、『自分の身の回りで起きていること』、『市の取組』を中心に、生活者の視点から検討することである。目標に近づいていると実感できる事業はさらなる継続を、近づいていない事業があるとすれば何が問題かをできるだけあきらかにし、市政改善のための提言をしていくことである。

しかし、2011年の東日本大震災以降、災害に対する防災・減災への対応の必要性や、ICT、AI、IoTなどイノベーションにともなう社会・経済・環境の変化に迅速に対応していくべきこと、またSDGs (*Sustainable Development Goals* (持続可能な開発目標)) への対応など、時代の変化に応じた基本構想の適応性も必要となってきた。これまでの外部評価では、内部評価のあり方や職員の取組姿勢、調書の書き方などに捕らわれざるを得なかったことなどから、これからの目標達成に向けて「現在の施策形成で十分か否か」という視点を十分持てなかったのが実状である。

その外部評価も回を重ねるにつれて、評価に向けた市の姿勢も大きく変化しており、施策の進行のみならず、施策内容にも言及し、本来行うべき評価に徐々に近づいてきていると考えられる。

全分野における課題・提言

現在、行っている市民評価委員会による評価は、各所管部局が作成した「行政評価シート」に基づき、前年度に行われた取組が、第3期基本計画の後期実施計画におけるそれぞれの「施策の方針」及び「目標とすべきまちの姿」を実現・推進するために「必要であるか」、「効果的か」、「効率的に行われているか」、「計画的に行われているか」等の観点から評価するものである。しかし「施策の方針」及び「目標とすべきまちの姿」そのものに課題があるために、それを実現・推進するための適切な事業を計画・策定することが出来

ず、結果的にどのような事業を行っても評価につながらないといった問題がある。

また、鎌倉市の事業体系の構造にも課題があり、適正な評価に支障を来している面も否めない。このため、以下に第4期基本計画策定に際して留意して頂きたい事項を提言したい。

- 「施策の方針」については、誰が見ても同じ見解となる明確な「方針」とする。
- 「目標とすべきまちの姿」については、ただ耳障りの良い抽象的・曖昧な言葉は使うのではなく、その姿が具体的に想像でき、かつ実現可能な「姿」を掲げる必要がある。また、市民の行動や地域の活動について定義するものではなく、もしそれらについても記述する場合は、行政機関として行うべきことを明確にする。更に事業の推進が何らかの形で確認できる「姿」とする。
- 「主な取組」については、「目標とすべきまちの姿」に掲げられている、どの「目標」、「姿」を推進するための取組であるかを明確にし、かつ「どのような理由」で「目標とすべきまちの姿」が推進されるのか、因果関係についても明記すべきである。更に、掲げられている「目標」、「姿」全てに設定する。
- 「実施事業」については、どの「主な取組」に関連性及び因果関係を明確にし、より具体的に記述する。（当然「実施事業」より「主な取組」の数は少なくなる。）
- 「計画の推進に向けた考え方」については、全て既存の分野に含め、それぞれの「施策の方針」の中で実施する。
- 「指標」・「目標」及び「ベンチマーク」について、現在は各所管課が作成している「行政評価シート」に「指標」及び「目標」が設定されており、「ベンチマーク」は設定されていないが、「基本計画」の段階でも、「主な取組」及び「実施事業」ごとに、客観的にその進捗を判断することが可能な「指標」を設定する。また、他の市町村または国のデータから「ベンチマーク」を設定し、それを参考に「目標」を掲げる。
- すべての項目策定において、行政機関としての役割と責任範囲を十分に考慮する。
上記を踏まえ、市民が将来について期待できる明確なビジョンを含んだ「計画」が策定されることを期待したい。

財政の逼迫が長期化し、鎌倉市のみならず、全国の基礎自治体で財源不足が生じ、政策経費が確保しにくい状況に陥っている。このため、「あれもこれも」から「あれかこれか」というように、選択と集中が求められる時代を迎えている。第4期基本計画では、施策に優先順位を付け、限られた資源の中で、いかに市民ニーズに応えるまちづくりを進めて行くかが大きな課題となっている。

総括評価では施策の優先順位に資する評価を行うことを第一の視点に置いた。しかしながら、市民評価委員会が施策の優先順位を検討するのではなく、評価結果を受けて、市が優先順位を検討するものであり、市民評価委員会では、施策の重要性、施策の有効性、施策の継

続性、施策の課題等を明らかにすることが求められる視点となる。

今後の基本計画の検討について（SDGsの活用等）

総括評価の作業は現行の27分野ごとに進めた。各分野ごとに市民評価委員会では各市民評価委員から様々な意見や指摘が出されている。これらは必ずしも全員一致の見解が得られたものとは限らない。しかし各市民評価委員の考えや立場から出された意見をできるだけ尊重して整理されたものである。

したがって、相反する意見もあるのが、特に第4期基本計画の構築に向けての枠組に関しては、概ね意見の一致を見ており、表現内容、日本語としての曖昧さ、「目標とすべきまちの姿」のあり方などの指摘については、再考をお願いしたい部分である。

今後、SDGsの取組を意識した基本計画としていく場合、**No One Left behind**（誰ひとりとして取り残さない）の概念が重視され、課題を網羅的に評価することを必要としている。今回の指摘及び記述の中には、これと相反するものもあるが、行政として何ができるかを見定めつつ、現実的にできる施策を記述してもらいたいという意味では共通する考えでもある。

SDGsは世界基準で評価されるものであり、例えば貧困についても国の定める日本は「目標1:貧困」を克服しているのかということと必ずしもそうでもない。ターゲット1.1の1日1.25ドル未満の生活のクリアは特に問題はないと考えられるが、国民の皆が豊かな食生活を送っているかといえ、ターゲット1.2（2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる）においては、国際標準でいうと黄色信号が灯っていることになる。これは相対的貧困の問題に相当し、日本の子どもの6人に1人がこの状態にある。他市においては期限切れ直前の食品を無料で提供するフードバンクのシステムなどの登場が、そのひとつの解決策として登場してきている。日本人が賞味期限切れや、日々食べ残しなどで捨てている食料は全世界の貧困層解決分のカロリーに相当する。2030年までにこれを半減し、12人に1人にするには個人や1つの企業や自治体のみではなく、様々なセクターの知恵を合わせることが望まれる。国連からは目標のみからが示され、手段は規定されておらず、皆の知恵で解決するものであり、鎌倉市も決して無関係ではなく、何ができるかを考えていく必要があり、他市においてはフードバンクシステムの導入による具体的施策を行っている事例もある。

こうした指標はSDGsの導入によって、国内ひいては海外とも比較評価されるようになることを意識していく必要性も生じてきている。すなわちSDGsの17の目標、169のターゲット、232の指標を意識した作業を今後、前倒ししていく必要性も指摘しておきたい。

新公共経営手法の導入とPDCAの着実な実施

今回外部評価を行うにあたって、各所管部局の内部評価結果を受け、その内容を特に「目標とすべきまちの姿」を検討していくにあたっての指標や具体的内容についての進捗の状況、施策進行の評価を検討してきた。

近年、**新公共経営手法（New Public Management）の概念**など、公共経営の中に民間的な感覚も取り入れながら、公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会を目指し、効率的で効果的な行政を運営していくことが求められており、この観点からも様々な形での施策が行われている。

しかし、改めてPDCAサイクルを検討していく際に、指定管理者など公共の業務を外部組織に委託していくケースなど十分その効果が検証されているのか、例えば1組織しか応募がない機関に対して継続的に指定管理を委託している際など十分な検証が各所管部局で行われているのか、特定の機関にある意味で丸投げのようになっていないか等の総合的なチェックを、各所管部局が厳正に改めて行っていく必要がある。

このためにも、記述内容について、担当者のみならず、複数の関係者、所管部局の長同士などによる相互の内容チェックが行われることを望みたい。お互いの評価内容、情報交換をすることで、PDCAの着実な実行により、事業に対する取組の客観性の確保、相互の事業への理解、全体としての鎌倉市が目指す方向性に向けての活動内容の検討が深まると考えられる。

おわりに

外部評価の役割は、行政の行っている施策が市民に対してどのように効果的に実施されているか、またより市の行政が良い方向に進められていくかを検討していくことに繋げるためのチェック機能である。このためには、様々な施策、事業をなるべく定量的に捉え、その値が改善しているか、より行政として前進しているかを示すもので、ひいてはこの指標が向上することにより、歳入・歳出のバランス、財政基盤の健全化、選択と集中を考慮した優れた行政機能をもつ市に繋がる。

都市間競争、地方創生といわれる時代、常にこのフィードバックを進めることが市の行政の改善と持続的成長にとって大事なことである。

鎌倉市民評価委員会による外部評価は、平成18（2006）年度の試行を経て、翌19（2007）年度より本格的に実施され10年の時間にあたっている。評価シートについては指標に対する疑問や、施策の記述内容などで、まだまだ今後も修正を要求せざるを得ない課題点もあったが、少しずつではあるが、その市民評価委員からの指摘内容が実際の施策に対応して反映されつつあるものもあると感じる。評価内容については、是非、広報その他の機関も通して、**多くの関係者で情報を共有し施策にフィードバックすることを望みたい。**

市民評価委員からの指摘は、いずれも重要な的確なものが多かった。事前に多くの時間を割き情報を整理し、市民評価委員会における真摯な議論の姿勢に敬意を表したい。市民評価委員会当日のみならず、事前の検討に迫られたにも関わらず、全市民評価委員が期限内に精力的に動いていただいた点に敬意を表するとともに御礼を申し上げたい。

また、事務局におかれても、市民評価委員からのリクエストへの対応、その準備ととりまとめ他、多大な作業をこなしていただき、感謝申し上げます。今後も外部評価の有効な活用

を期待する。

鎌倉市行政は厳しい社会経済環境の中で、様々の取組へのチャレンジを行っている。こうした取組が、さらに広く市民に伝わるようにしていくことが重要であると今回の市民評価委員会を通じて改めて感じた。今回の総括評価の結果が第4期基本計画策定の一助になれば幸いである。

II. 新基本計画策定に向けた提言

24 の分野と 3 つの「計画の推進に向けた考え方」それぞれの内容について、及び全体に共通する事項について、市民評価委員会からの提言を下記に記述する。

第 1 章（１）平和

① 施策の方針 1 平和推進事業の充実

（１）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「平和意識の醸成を図られることで」とあるが、どのように「平和意識の醸成」の成果を測るのが不明である。
- ・ 「平和基調にした世界に誇れるまち」とは、どのようなまちなのか、どのように具体的に指標等で図ることができるのが不明である。

（２）「主な取組」に対する提言

- ・ 鎌倉独自の平和への醸成には難しさを感じている。平和への意識が高いとされている広島や長崎、さらには海外の人々との交流等を図るなどして平和意識を高めるなど、これまでと違うアプローチ、工夫を行ってもよいのではないかな。
- ・ 若い世代の参加を促すため、これまでの広報紙や新聞等に加え、ツイッター・フェイスブックなど SNS への対応などを積極的に利用していくべきである。

第 1 章（２）人権

① 施策の方針 1 人権施策の充実

（１）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「かまくら人権施策推進指針」に基づく施策の充実は、「主な取組」で実施することで、「目標とすべきまちの姿」への記述にはなじまない。
- ・ 「だれもが市民として尊重され、あらゆる分野への参画ができる社会になっています。」と掲げられているが、どのような方法でこれらの状況を把握するのか困難である。
- ・ 「特に、行政、市民、地域社会、事業者など社会全体で男女共同参画社会の形成に取り組むことで男女共同参画の意識が根付き、」について、「行政」については理解できるが、「市民」「地域社会」「事業者」など「行政」の範囲外の目標が掲げられている。
- ・ 人権施策などすべての分野に共通するような概念は一つの施策として行うのではなく、「計画の推進に向けた考え方」として縦軸に据えることができるのではないかな。

（２）「主な取組」に対する提言

- ・ 市の取組の中心が、「かまくら人権施策推進指針」であるのであれば同指針に位置付けられた重要な取組等との整合を図るべきではないかな。

- ・ 男女共同参画社会とは女性の社会進出、家事の社会化をすることではない。性別役割分業を改善し、それぞれ性の特徴を生かした施策を望む。
- ・ 多様化の社会の中で、まずは子供たちへの教育に力を入れてほしい。人権施策が男女共同参画といった大人対象の取組に比重が置かれるのではなく、女性、子供、障害者、高齢者など様々な人権施策が必要になってくる。特にインターネットによる人権侵害、性的指向、性同一性障害の施策は急務である。そのため、学校教育でこういった分野の理解を深める機会を十分に設けていくべきではないだろうか。
- ・ 取組の記述に「～努めます」との表現はなじまない。

第1章（3）多文化共生社会

① 施策の方針1 多文化共生社会の推進

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「情報交換や情報発信がさらに促進されるとともに、」とあるが、さらにとは、現在どの位置にあり、今後どの位置を目指すのが明確ではない。指標等で測ることは出来るのか。
- ・ 「だれもが安全で安心して・・・」とあるが「安全」とは、この施策の方針では、どのような意味か。（適切な表現なのか）

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 「目標とすべきまちの姿」に「公共施設利用案内の翻訳や改善が行われ、」とあるが、主な取組に「公共施設利用案内の翻訳や改善」に関する取り組みがなく、関連性が見られない。
- ・ パートナーシティとの連携や国際交流フェスティバルは目標達成の手段として評価するが、多分化共生の「理解」に直結するか疑問である。
- ・ いずれのフェスティバルや交流会、支援も、一部分にしか浸透していないことが、市民認知度の低さにつながっている。
- ・ 外国籍市民が暮らしやすい環境の整備とあるが、具体的に行っている事業が見えない。
- ・ 国際交流・協力活動への支援・促進について、活動の拠点づくりをめざすとあるが、具体的な計画はあるのか。
- ・ 姉妹都市等交流を図っている団体に奨励金を交付し、促進を図っているとのことだが、どのようなサポート、助言をしているか見えない。
- ・ 外国人の SNS 活用による情報収集など、鎌倉市からの情報の外国語変換などへの迅速な対応の方が必要となってくることが予想される。
- ・ オリパラに伴うホストタウン登録の検討などを具体的に進める必要がある。
- ・ 取組の記述に「～努めます」との表現はなじまない。

第2章（1）歴史環境

① 施策の方針1 歴史的風土の保全

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 特になし。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 指定拡大とともに、保存・管理の優先順位を明らかにすべきである。
- ・ 歴史環境分野における取組の認知度は高いが、取組内容がそうさせているとは一概に言えない。「許認可事務件数」「届出受理件数」「許認可に関する経由事務件数」「窓口相談問い合わせ件数」等を報告しPRしたらいいかがか。
- ・ 良好な環境を維持するため、風致地区内を巡回するなどして違法建築の取り締まりに努めてほしい。

② 施策の方針2 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある公有地化に係る具体的な記述がない。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 史跡の公有地化はどの程度まで進めていくのか、具体的な目標が見えない。
- ・ 史跡買収事業の管理計画を立て、市民への周知と関心を高めることが必要（史跡買収の年次計画を指標化すべき）。
- ・ 新たな財源については、観光との連携やふるさと寄附金の活用など、他の分野と協力しての推進を視野に入れて欲しい。

③ 施策の方針3 文化財の保存、調査・研究、情報の充実

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「文化財指定件数が増え、」とあるが、どの程度の数を見込むのか、具体的なゴールが見えない。
- ・ 「発掘体制が強化され、」とあるが、「主な取組」においては、そのための具体的な内容は書かれておらず、重複した表現となっている。
- ・ 「郷土芸能大会などによる情報発信により、伝統芸能の保護・技術の伝承が図られます。」とあるが、情報発信を行うことで、「保護・伝承が図られる」ことに結びつくのか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある市民等との協働に係る具体的な記述がない。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館は、教育、学術及び文化の発展に寄与することが目的とかたくなに考えるのではなく、観光地でもあるので、目玉として、もっと広くの人に鎌倉の文化を知ってもらうよう発信する。
- ・ 「主な取組」では、「文化財に関する情報発信」と「伝統芸能の保存・継承」に分割しているが「目標とすべきまちの姿」では、「文化財に関する情報発信」をすることにより、「伝統芸能の保存・継承」を図るとなっているが、分けて述べることはおかしいのではないか。
- ・ 「減ることのない」文化財の保存について長期的展望を示して欲しい。
- ・ 文化財をデータベース化すると他の様々な事業の計画等が立てやすくなる。また、様々な指標が作りやすくなるので、早急に構築すべき。
- ・ 鎌倉歴史文化交流館は魅力ある企画を実施し、近隣住民の理解を得て、鎌倉を知る施設として運営されることを望む。

第2章(2) 文化

① 施策の方針1 文化活動の支援・推進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

特になし

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 「市民の自主的文化活動や若い世代への文化活動の支援」、「さらに、文化施設等の連携や」とあるが、「市民の自主的文化活動」の「支援」及び「文化施設の連携」に関して「主な取組」に書かれておらず、関連性が図れていない。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に掲げられているどの「姿」も明確であり（施策の方針）に沿った目標であるため、それぞれどのような「場や機会の提供」「支援」「連携」「計画に基づく整備」が行われて、それに伴い、どのような事業を行っているかについて明記していただきたい。また、具体的に何をもって「適切」と判断できる「整理・保存・活用」を行っているのかについても明記して頂きたい。
- ・ 「指標」の「施設利用率」としている鎌倉芸術館管理運営事業について、指標として設定した理由を「鎌倉市の芸術文化の拠点である鎌倉芸術館の機能を十分に発揮できるようにするため。」としているが、「施設利用率」が増えるとなぜ、目標とすべきまちの姿にある「機能を十分に発揮できる」ようになるのか、またそれによって「文化活動の推進が図られている」と言えるのか、ただ単に「施設」を利用しているだけでは「文化活動を行っている」とは言えず、「文化活動」のために施設を利用しているかが重要である。
- ・ 文化施設は、観光部門と連携を図りながら活用方向を検討していただきたい。
- ・ 市民が文化に触れる機会を提供する、支援するとあるが、以前から評価委員会で提案が

あるような市民は施設入館料を割引くなどの優遇制度があれば効果的なのではないかと。気軽に市民に文化施設に訪れたいような事業提案がほしい。

- ・ 市の使命として文化は持続的に実施していく必要がある。
- ・ 受益者負担については、不公平を感じる市民も存在しており、時代の変化を見据え、見直す必要がある。
- ・ 行政評価では、実施内容に「各施設のネットワークを強化」「鎌倉の様々な文化を体感することができる環境を整えた」とあるが、具体的に何を行なったかについて一切触れていない。例えば「何々を実施することで何々を強化した」という表現で報告願う。
- ・ 鎌倉にふさわしい文化芸術の創造・発信の支援を改めて考えていくべきである。
- ・ 「主な取組」にある「機会や場の提供」、「情報の充実」などが「目標とすべきまちの姿」と同じ表現になっており、「主な取組」という意味では具体性にかける。

第3章（1）みどり

① 施策の方針1 緑の保全等

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われています。」とあるが、これは、市民個人や地域の自主的な行動・活動に関するものであり、行政機関が関与できる活動以外、ましてや「家庭」にまで踏み込んだ事業を行うことはできない。
- ・ 例えば「市民の自発的な緑に関する活動」という表現は、「市民との協働による緑に関する活動」という記述であるべきではないか。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 市民の協力・協働が不可欠な事業である。
- ・ 限られた地域に対する取組が多く、鎌倉市全体のみどりの保全、充実に関する具体的な取組が欲しい。
- ・ 緑の基本計画に基づき、市民の協働、住民の自発的な緑地保全への取組を支援している点を評価。
- ・ 充実した施策による緑地の質の向上のためにも、さらなる「樹林管理事業」の充実を求めたい。
- ・ 「鎌倉市のみどり(平成 29 年度版)」がまとめられたが、それをどの様に実施事業に繋げていくのが重要である。
- ・ ふるさと寄附金との連携を継続し、寄附金増加を努力すべき。

② 施策の方針２ 都市公園等の整備・管理

（１）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「市民１人あたりの公園面積 14.6 ㎡を確保しています。」と具体的数値目標が出ているが、「施策の方針」、「主な取組」とのバランスを考えた場合、「目標とすべきまちの姿」に具体的数値目標を示すべきではないのではないか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」の「緑地の適正な管理」にある「緑地の質の向上をめざす」ことに係る具体的な記述がない。

（２）「主な取組」に対する提言

- ・ 人口減少が想定される時代環境の中、公園用地取得は慎重であるべきである。
- ・ 公園の維持管理にあたっては、協力体制をつくりあげ、みんなの公園意識が持てるよう、地域住民・市民との意見交換を行い、ニーズを組み入れておくことが求められる。
- ・ 公園遊具の６割が要補修更新とあり、全公園の遊具等の現状を調査し、長寿命化計画に反映させる必要がある。
- ・ より多くの市民が活用できるようアクセス手段を検討する必要がある。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に「野生生物の生息・生育地として、自然生態系と調和した都市計画等が整備され生物多様性が保全されています。」とあるが、これに対する「主な取組」がなく、関連性が見られない。

第３章（２）都市景観

① 施策の方針１ 良好な都市景観形成事業の推進

（１）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「緑で分節化されたヒューマンスケールな都市」とはどのような都市か？また、その特性とはどのようなものか？具体的に想像が出来ない。その結果、推進のためにどのような事業を行えばよいのかを明確に出来ない。
- ・ 「地域の貴重な景観資源」とは何か。特定されているのか、もし特定されているのであれば、それらにそれぞれどのような地域ごとの個性があるのかを明確にし、個別の保全計画及び活用による地域ごとの景観を策定すべき（そもそも活用による景観形成とは何か）。
- ・ 全体として「目標とすべきまちの姿」と「主な取組」の関連性がわかりにくい。

（２）「主な取組」に対する提言

- ・ 景観計画の策定、評価、検証で 10 年が経過している。景観形成・具体的活用にスピード感が足りない。景観重要建造物は、保全・活用に向けてスピードを増さないと老朽化する。
- ・ 旧華頂宮邸、旧村上邸などを地域の貴重な資源と位置づけていると思うが、建物は風化が早い。スピードのある対応を望む。

- ・ この施策は景観の形成であり、景観資源の活用ではない。
- ・ 「良好な都市景観形成を進めるためには、市民・事業者・NPO等の自主的な活動だけではなく、行政も、周辺環境や地域の個性に配慮した能動的な取組や支援が必要です。」とあるが、「行政も」と記述しているように、最初から都市景観形成は市民等の活動が主体で、あくまで行政機関の役割は「支援」であるとしている。事業の内容によっては、行政機関の役割があくまで「支援」という「施策」もあるが、「都市景観」は個人や事業者が形成するものではないのではないかと。
- ・ 景観形成は、行政が進めるものではなく、市民（住民）・事業者とともに取組むものであり、自主まちづくり計画や住民協定の策定等、地域住民自らの発意による取り組みは評価されるが、策定時から形骸化せず活発に取組みが継続しているのか、また、適切な支援・連携がおこなわれているのか不明である。市民の景観意識向上のための様々な取組が進められているが、新規地区指定などの成果があがっていない。

第3章（3）生活環境

① 施策の方針1 3Rの推進・ごみの適正処理

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「大量消費・大量廃棄社会からの脱却についての市民等の理解が浸透し、家庭系ごみ及び事業系ごみの発生量は減少しています。」について、どのような取り組みを行い、理解度をどの様に把握するのか。
- ・ 「ごみの焼却効率が上がり、省エネルギーかつ環境に配慮した資源の処理が可能となっています。」について、「燃焼効率」は確認しているのか。また「省エネルギーかつ環境に配慮した資源の処理」については、どのような基準で判断しているのか。
- ・ 「市民、事業者、市が協働して、安定的で着実なごみ処理が行われています。」について、どのような「連携」が行われているのか、「安定的で着実なごみ処理」とはどのようなものを明確にし、それに伴う事業を行うべき。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、ごみ焼却施設に係る記載があるが、「主な取組」にはそれに関する記述がない。
- ・ 取組に対する市民の認知度は高く、ごみ発生抑制に市民が高い意識を持ち、市民の協力度が高い。
- ・ 「市民、事業者、滞在者、行政により協働、連携体制により」とあるが、この中で市が担うべき役割、実施する具体的な取組が見えない。
- ・ 今後、どのような方法で処理費用を削減していくかについて検討し、方針を明らかにすべきである。
- ・ 有料化と戸別収集の関係が市民に理解されていない。また、理解度に地域差がある。

- ・ 事業者への分別の徹底は何故出来ないのか。家庭ごみは分別していなければ放置される。事業系ごみの完全分別が早期に実現するよう注力されたい。
- ・ ごみ処理について、広報、ホームページ、説明会開催などを通じて、丁寧な説明が必要である。
- ・ 新焼却施設建設に向け、住民の声を聞きながら、継続して業務を実施していく必要がある。
- ・ 「リユース」や「リサイクル」に関する指標を設けるべき。
- ・ 様々な処理に関する「コスト」、「ごみの燃焼効率」も指標とすべき。
- ・ ごみ焼却量は、一般家庭と事業者のごみと分類した指標を設定すべきである。
- ・ 取組の記述に「～努めます」との表現はなじまない。

② 施策の方針2 環境汚染の防止

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「大気汚染、水質汚濁、騒音等による公害の発生が抑制され、快適なまちづくりが推進されています。」について、「汚染」や「騒音」に対する目標値を設定し、指標とすべき。
- ・ 「環境汚染等の公害が発生した場合に適切な指導、対策等が実施され、」について、「発生した場合」の対応も必要であるが、「発生を未然に防ぐ」ための指導、対策を重視すべき。
- ・ 「地域の環境は良好に保全されています。」について、「良好」の基準はあるのか。あるならば指標とすべき。
- ・ 「市民の環境保全に対する意識が高く・・・」とあるが、どのような指標で図ろうとしているのか。また、意識を高めるための具体的な取組の記述がない。
- ・ 施策の方針を他の方針と統合できないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 市民からの苦情に対して、市が対応できること、対応できないことがあると思う。また、公害等への対応についても同様である。市の役割と責任範囲を明確にする必要があるのではないか。
- ・ 環境汚染とひと括りにしているが、汚染原因に対して、市の取組に違いはないのか。
- ・ 駆除体制は、業務の委託化や新たな駆除体制の整備を進め、継続的な衛生活動の維持に必要な体制整備を行う必要がある。

③ 施策の方針3 まちの美化

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「古都鎌倉の美観に対する意識が多く持たれるように」とは、どのような指標を設けて、

図ろうとしているのか。

- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある路上喫煙防止対策に係る具体的な記述がない。
- ・ 文章の主語が「市民」なのか「観光客」も含むのか分からないため、評価が行いづら辛い。
- ・ 目標とすべきまちの姿や取組の記述に「～努めています」との表現はなじまない。
- ・ 施策の方針を他の方針と統合できないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 「ごみの散乱防止は、観光客も含めた一人ひとりの意識の醸成が大切です」とあるが、「目標とすべきまちの姿」に市民等の行動が盛り込まれているため、「主な取組」にも「市民」や「観光客」の行動が盛り込まれている。
- ・ 設置年度が古く、使用頻度の高いトイレに寄せられる苦情について検討が必要。大規模修繕は、観光課と相互連携した計画的な施設改修が求められ、事業の一体化が課題。公衆トイレの運用等の今後の方向性は今後ますます重要と考えられる。
- ・ 海水浴シーズンの路上喫煙禁止区域の拡大はできないものだろうか。また砂浜での禁止事項が増える一方で、持ち込みができない缶ビールを道で飲んでいる海水浴客が増える。その結果、缶の捨て場所がないため、私有地へのポイ捨てが年々増える傾向にある。
- ・ 季節により路上喫煙禁止区域を広げることとはできないか。(例：海開きの期間は滑川まで延長するなど。)
- ・ アダプトプログラム登録団体の増加など、市民参加によるまち美化活動で、散乱ごみや落書き防止の取組が進んでいることは評価できる。
- ・ まちの美化の意識に関して市内で地域差がないよう、各地域の市民と協力して進めて欲しい。
- ・ 訪れる人に、いかに美化への働きかけができるかの取組に期待したい。
- ・ マナーの悪い観光客に対する啓発等も必要ではないか。
- ・ 「美化活動への市民参加数」を「指標」とすべきではないか。
- ・ 不法投棄は地域差がある。地域住民との協力、パトロールでの巡回など地道な活動を望む。
- ・ 不法投棄をさせないための取組を行うべきである。
- ・ 市が行うべき、役割は啓発活動が主になるのか？市の役割と責任の範囲を具体的に記述し、明確に記述すべきである。

④ 施策の方針4 次世代に向けたエネルギー・環境対策の推進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「市民力、地域力を発揮した取組が進展し、」について、「市民力、地域力を発揮した取

組」とは具体的にどのような「力」か。

- ・ 「歴史と環境が調和した循環型社会システム」とは、具体的にどのようなイメージなのか。指標等でそれを測れるか。また、市の責務としてどのような取組を行うのか。
- ・ 「太陽光発電の普及率」等「目標とすべきまちの姿」の達成を表す「指標」が無い。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある環境教育の推進に係る具体的な記述がない。
- ・ 実施事業としては、環境基本計画等推進事業しかない。施策の方針を他の方針と統合できないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 「省エネルギーの推進」と「再生可能エネルギー等の導入」については、市の役割と責任範囲を考慮した具体的な記述にすべきではないか。
- ・ 「都市における未利用エネルギーの活用や地域のエネルギーマネジメントの検討」とあるが、具体的に進んでいるのか。
- ・ 「交通量抑制策などの取組」とあるが、具体的な取組はあるのか。
- ・ 鎌倉市の地域特性に適した、エネルギーの地産地消について、研究を継続的に行ってほしい。エネルギーの地産地消は地域における循環型社会システムの構築の重要な要素。市民と市が意見交換や事例研究、セミナーを行い、エネルギーの地産地消について知識を深めるとともに地産地消エネルギーについての考察を行った成果について開示してほしい。
- ・ エネルギーの使用量の削減も重要だが、再生可能エネルギーへの代替えを推進すべきである。
- ・ 市民生活の中で容易に実行できる省エネ生活を提案し、浸透させる事業があっても良いのではないか。
- ・ 節電の視点からの市民へのアプローチ、小中学校における環境教育の充実を図られたい。
- ・ 利用者側（市民や来訪者）への意識の向上も大事であるが、取組内容が読み取れない。
- ・ 意識の高い市民のネットワークを使った取組が行われても良いのではないか。
- ・ イベント等で発砲スチロールやプラスチックなどのごみが多くでており、無くすように徹底する必要がある。特に市の施設を使って行うイベントはリユース食器を使うなど、環境に配慮することを義務付けるべき。
- ・ 事業の効果を感じとれていない市民が比較的多い。

⑤ 施策の方針5 野生鳥獣等への対応

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「鎌倉の生態系」とは、具体的にどのようなものなのか。
- ・ 施策の方針を他の方針と統合できないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 有害野生鳥獣については、外来生物法による防除実施計画に基づき、近隣市町と連携を図り、被害の防止を推進し、生態系の保全に努めていくこと等が望まれる。
- ・ ヒアリ等新たなものが出てきた時の対応をどうするか、何か起こってから対応するのではなく、窓口等も含め先に考えておくべきではないか。すでに複数の市で存在が発見されていることなどへの対応が必要である。
- ・ ヒアリ等危険な外来昆虫対応、窓口の一本化や未然に防ぐ施策が望まれる。
- ・ 池や川における特定外来生物に対する対策などが見られない。
- ・ 犬・猫の飼育マナー向上のために取組に努力しているが、行政のやるべき仕事とは思えない。
- ・ 飼い主のマナー向上と餌付け禁止の広報強化が必要である。
- ・ 実施事業として、動物愛護推進事業があるが、目標とすべきまちの姿や主な取組に関連する記述が見られない。

⑥ 施策の方針6 海浜の環境保全

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「海浜が適切に保全されています」が実現していると解釈出来るが、課題は無いのか。
- ・ 施策の方針を他の方針と統合できないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 海浜の環境保全が海浜の美化、清掃に終始している印象がある。海浜の適正な利用もその一つならば、その取組が具体的に何であるのか表記願いたい。
- ・ 市としての役割と責任の範囲が具体的に分かる記述とすべきではないか。
- ・ 海浜の保全と安全な活用は県の管轄部分でもあるため、市単独での検討が限られる。県や関係機関、団体と連携して、効率的な運用が図られるよう検討が必要。
- ・ 「ごみ完全持ち帰り宣言」「ごみ箱撤去宣言」などを行ってはいかがか。
- ・ 美化に務め、海浜の安全、積極的な海の活用を事業に取り組むことを期待する。
- ・ 来訪者のマナー向上対策の具体案を検討する必要がある。
- ・ マリンスポーツ事業者や漁業関係者との連携・支援や、観光部門などとの連携した対応・取組を進められたい。
- ・ 海岸清掃事業は、地域住民、海を利用するサーファーが清掃活動を行っている。陰の力を評価していくことが必要である。

第4章（１）健康福祉

① 施策の方針１ 地域生活の支援サービス

（１）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「高齢者や障害児者をはじめ、支援を必要とするすべての市民のニーズに対応していけるようにすることにより」とあるが、市民のニーズは様々であり、全てのニーズを把握すること自体が不可能であり、すべての市民ニーズに対応することを前提とした目標を掲げることは適当ではないのではないか。
- ・ 「必要なサービス」とは具体的にどのようなサービスかを明確にし、それに対する「選択肢」を提供するとともに、「市民や市民活動団体など」は、どのように積極的に参画、連携し、具体的にどのような「地域生活支援サービス」が提供されているのかを明記するなど、具体的に分かりやすく記載するとともに、それを測る指標を設定し、進捗状況を常に把握すべきである。
- ・ ひとつの施策の方針の中に複数のテーマが含まれており、施策の方針を分割できないか。（高齢者と障害者を分けるなど）
- ・ 多くの取組を実施する施策の方針となっていることから、施策の方針をステイクホルダーごとに分けるなど、細分化することで、目標管理を適切に行えるようにすべきではないか。

（２）「主な取組」に対する提言

- ・ 複雑・多様な市民ニーズに応えるには、行政のみでは限界があるため、地域住民、NPO等と連携し、きめ細かなサービスが出来るよう地域等との関係を密にし、市民力を生かすべきである。
- ・ 高齢化の進展に伴って「独居高齢者世帯」、「老々世帯」が急増し、地域のつながりが希薄な地域では、孤独死、孤立死の多発が懸念されるため、その対応を明示されたい。
- ・ 高齢者の雇用の促進について、シルバー人材センターとの役割の違いが不明である。
- ・ 高齢者の雇用を促進するための相談窓口の設置について、当事者の認知度を高めるべきである。
- ・ 老人福祉センターの利用者満足度調査については、利用者のみを対象としているが、非利用者のニーズや不満を把握すべきである。
- ・ 障害者支援のサポーター養成講座は、地域社会に障害者への理解が広く浸透していくような内容でなければならない。
- ・ 「セーフティネットの構築」において、「生活保護制度などのセーフティネットを整備」との記述があるが、生活保護制度は法定事務であり、整備するという表現になじまないのではないか。
- ・ 長期的な取組については、期間と今年度の位置関係及び最終的な目標に対して、どのような取組を行ったのか明記すべきである。

- ・ 「適切」「効果的」「効率的」「妥当」「合理的」等の語句を使用する際には、必ず客観的に判断できる具体的理由を明記するべきである。
- ・ 取組の記述に「～努めます」との表現はなじまない。

② 施策の方針2 市民の健康と安心づくりの推進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「目標とすべきまちの姿」と「主な取組」の関係を、因果関係等をもう少し整理した方が分かりやすい。
- ・ 災害時の医療救急活動に関する記述があるが、「迅速かつ的確に行えるような体制」とは、具体的にどのような体制であり、そのために市として何を行っているのか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある産科診療所に係る具体的な記述がない。
- ・ スポーツ・レクリエーションの分野の施策の方針と整理・統合等はできないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 取組の達成度を検証できる指標の設定が難しいと思われる取組もあり、見直すべきではないか。
- ・ 少子高齢化社会が進行の中で、健康福祉ニーズは益々高まる。取捨選択をしながら、有効な施策推進を行う必要がある。
- ・ 「産科診療所」についての事業は、今後も継続して行うべきか検討が必要ではないか。
- ・ 健康は市民一人ひとりの自覚の問題によるところが大きい。健診事業、健康教育がおしつけにならない取組とすべきである。
- ・ 「生涯学習」や「スポーツ・レクリエーション」などの分野と連携し、「未病」にも取り組んでいただきたい。
- ・ 取組の記述に「～努めます」との表現はなじまない。

第4章(2) 子育て

① 施策の方針1 すべての子育て家庭への支援

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ ソフト支援とハード整備で2本の施策の方針となっているが、この分け方が適切なのか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 子育て事業は、縦割り行政では解決できない、人を育てることなので、トータルとして事業展開を望む。
- ・ 「多様化する子育てニーズに対応する」とあるが、すべてのニーズに対応することは不可能である。ニーズを適切に把握し、市としてどの施策を優先するのかを見極めながら、取組を進める必要があるのではないか。

- ・ 子育てに関する相談体制は相談員が窓口になって、育児放棄を含めた各種のケースに対応しているが、それが氷山の一角であることはわかって取り組んでいることだろうが、相談のない家庭でもっと深刻な問題が起きていることを想像して、行政が早期に問題解決の一助になるよう新たな取組を模索してほしい。
- ・ 「子育て支援事業」「子ども・子育て支援制度推進事業」「育児支援事業」「育児家庭支援事業」の具体策に重複はないか。事業の整理と担当所管課の再編成が必要ではないか。
- ・ 子育て支援センターを各地設置しているが、閉鎖的に思える。もっと気軽に相談できるセンターになることを望む。
- ・ 子ども会館、子どもの家の運営内容について親子のニーズに合うよう見直しを望む。
- ・ 取組の記述に「～努め、」との表現はなじまない。

② 施策の方針2 子育て支援施設の整備

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ ソフト支援とハード整備で2本の施策の方針をなっているが、この分け方が適切なのか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 近未来の「人口年齢構造」（人口減少・高齢化）をベースに「子育て施設」の汎用的運用や他目的施設の併用なども検討すべきである。
- ・ 子どもの家・子ども会館の運営について、民間事業者による指定管理導入にあたっては、営利に走らないよう最新の注意を払ってほしい。出来るだけ、鎌倉市内の事業者、NPO等が望ましい。また、民間業者の参入の際は、保護者の不安がないようにしてほしい。
- ・ 子ども会館（単独館）は閉鎖の方向にあるので、記述の見直しが必要ではないか。
- ・ 子どもの家については、放課後子ども総合プランに移行しつつあるので、記述の見直しが必要ではないか。
- ・ 施設整備を全面に打ち出しているが、運営者側のニーズではなく、市民ニーズに即した計画的な整備を行うことが求められるのではないか。
- ・ 子育て支援センターについては、今後も整備するのか。
- ・ 待機児童0まで施設の整備は続くだろうが、預けるところがあるから働こうという親と、働かなくては養育が困難であるから預けるところを確保してほしいという親とを区別（申し込み時に点数化するのはわかっているが、それだけでは把握しきれていない部分の洗い出し）するのは人道的ではないのかもしれないが、やはりここは一度考えてみる問題ではないか。
- ・ 保育園へのニーズに比べ、幼稚園へのニーズは低いとも聞く。待機児童が減らない現状を踏まえ、保育園と幼稚園の両方をうまく活用し、市民ニーズに対応できる施策を検討できないものか。
- ・ ふるさと寄附金による新たな設備充実も期待する。

第4章（3）学校教育

① 施策の方針1 安全・安心で開かれた学校づくり

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「家庭や地域社会が学校教育に求めるだけではなく、それぞれ本来の役割を担い児童生徒の育成を図っています。」とあるが、これは、市民個人や地域の自主的な行動・活動に関するものであり、行政機関が関与できる活動以外、ましてや「家庭」にまで踏み込んだ事業を行うことはできない。
- ・ 「児童生徒が教職員や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活を送っています。」とあるが、これは個人の心理・考え方・印象に起因しているため、客観的に確認・判断することができない。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「9年間を見通した小・中学校が連携した教育を推進し、」に係る具体的な記述がない。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 「各中学校区で「目指す子ども像」を共有し、」とあるが、多種多様な児童・生徒がいる中で「目指すこども像」という画一的な子供を目指す教育を行ってよいのか。
- ・ 実施事業である「就学事務」の事業内容として「適切な学校教育の実施を図るため、小中学校への就学決定等を行います」とあるが、この事業を行うことで、どのようにして「安全・安心」が確保される、または「開かれた学校」がつくられるのか不明であり、「就学決定」とは就学させないという判断もし得る訳であり、開かれた学校とは逆の事業とも捉えられる。
- ・ 施策の方針にある「開かれた」と謳う以上、資格にこだわることなく、経験を考慮した市民の助けを持って、学校教育を行ってほしい。
- ・ 児童生徒が安心して学校生活を送るため、学校、地域及び家庭との連携を蜜に行ってほしい。
- ・ 学校はあくまでも子どもが主体である。教職員が主体ではない。全ての子どもが生き生きと学校生活を送れることを望む。
- ・ 教職員の指導力向上及び教職員の「心身の健康管理」に更に注力したい。

② 施策の方針2 教育内容・教育環境の充実

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「教育機関の連携、教職員の研修等の取組により、教育内容の充実が図られています。」とあるが、「主な取組」の「教育内容の充実」においては、「教育機関の連携」、具体的な「教職員の研修等の取組」については書かれてはおらず、関連性に欠けるのではないのか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ スクールソーシャルワーカー等、こどもや家庭の相談を受け付ける人については、資格要件より、資質が重要。資質がある先生を適切に評価し配置できる仕組みが必要ではないか。

③ 施策の方針3 学校施設の整備

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 分野は異なるが、防災関連事業と連携して効率的に進めることはできないのか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 「目標とすべきまちの姿」に「エコスクールの推進に向けて、太陽光発電設備又は LED 等次世代型照明器具が導入されています。」とあるが、「主な取組」に「エコスクールの推進」にかかる取組はなく、関連性に欠けるのではないか。
- ・ 鎌倉市公共施設再編計画との整合性を考慮しながら、改築や大規模改修等を実施してほしい。冷房設備設置工事、トイレ改修工事などいずれも必要な事業として理解できるが、限られた予算の範囲で、学校施設の維持保全・延命、プライオリティを考慮し、効率的な整備が必要である。また、LGBT の子供達への施設利用が急務である。
- ・ 学校施設は児童生徒のために安全・安心して利用できる建物であるのは当然だが、同時に、災害時に児童生徒のみならず市民の災害避難拠点となり得る施設である。そのことを踏まえて、災害時の電力、水道等のライフラインも整備していく必要があるのではないか。

第4章（4）青少年育成

① 施策の方針1 青少年の育成・支援

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「地域を支えられるような大人になるための環境の整備」は、具体的どのようなものか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 0歳から小学生までは他の分野での取組があるが、16歳以上の未成年を対象にした施策はここだけである。青少年という幅広い年齢層を対象とするのではなく、16歳以上に絞った取組を行うのはどうか。
- ・ 現状「青少年」と名の付く事業のほとんどが「子ども」を対象にしているという実態がある。行政として「青少年」とは40歳未満の人のことを指すが、その全体をカバーできておらず、特に20～30代の人を対象とする施策を検討していただきたい。
- ・ 青少年事業に関しては、学校教育の範囲も含めた立派な目標が掲げられているが、教育

委員会との連携・調整はできているのか。それができないのであれば、そこまで書くべきではない。

- ・ 困難に直面している若者等に対する地域の理解を広めるべきである。
- ・ 子育て施設との連動・統合等を検討すべきである。
- ・ 学校での拘束時間の長さ、塾、お稽古事と自由時間の少ない子ども達、事業を展開するにあたって、学校との連携が必要である。
- ・ ひきこもり、ニート等の実態は覚悟を持って誰かが取り組まない限り絶対にわからない。それをやらないのであれば、せめて未来のひきこもり、ニートの種を減らす取組を積極的に行ってほしい。
- ・ 「わかたま」を新たに開設したことは評価できるものの、HPで確認するとスペースは充実している広さであるとは言えなさそうなので、今後の青少年からの需要を検証しながら学習するための場所作りを進めていってほしい。
- ・ 青少年会館の青年の利用人数及び、青年を対象にした講座、教室数の数を指標化してほしい。
- ・ 困難を抱える青少年への支援は必要であるが、市として何ができるのか、何をすべきなのかを改めて考えた上で、具体的取組を行うべきではないか。
- ・ 取組の記述に「～検討する」、「～努めます」との表現はなじまない。
- ・ 取組の記述に「これまで行っている事業の充実を図ります」とあるが、具体的な取組内容が見えない。
- ・ 実施事業として、相談・支援体制の充実を図る事業が見当たらない。

第4章（5）生涯学習

① 施策の方針1 多様な学習機会の提供と学習成果の活用

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「その成果が適正に評価され、」とあるが、何をもって評価となりうるのか、明確でない。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「本市が持つ豊かな自然や歴史的文化的環境など、地域の特性を生かした学習機会の提供」に係る具体的な記述がない。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年代の方々の地域での学習についての取組の対象が非常に偏っている。もう少し全世代のニーズを把握し、広範囲に及ぶ事業を実施すべき。さらに、これらが自治体として提供する必要があるのかも検証するべき。

② 施策の方針 2 学習環境の整備・充実

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「生涯学習センター、図書館など本市の生涯学習施設が充実し適正に整備され」とあるが、「充実し、適正にされ」とは、なにをもって、「充実し、適正」とするのか不明確ではないか。
- ・ 「自らの興味関心にそって自発的に学習する習慣が広まっている」とあるが、習慣は個人によるものであり、行政機関の責務ではないのではないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 市が事業の主体となるのではなく、市民の行動や地域の活動による部分が大きいと思われる。市として行うことを明確にして、事業の推進により、姿が確認できる記述にすべきではないか。
- ・ 市民の健康づくりの施策の方針と重複する部分はないのか。整理することで、より効果的な取組を行えるかどうか検討してみてもどうか。
- ・ 生涯学習センターの運営に 1.5 億円＋職員 5 名が費やされている。「管理運営の民間委託」は検討できないのか。
- ・ 今ある施設を充実させるという意味では、図書館は身近ということもあり、市民サービスを上げやすい施設であることから、ハードとソフト（サービスを含む）の両面から充実に取組むべき。
- ・ 学習施設の運営が上手くいっている他の自治体を参考に、運営方法を考えるべきではないか。
- ・ 取組の記述に「～努めます」との表現はなじまない。

第 4 章（6）スポーツ・レクリエーションの推進

① 施策の方針 1 市民スポーツ・レクリエーションの推進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 特になし。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 幅広い年齢層、特に 30 代、40 代の市民ができる隙間スポーツの取組を行うことが未病促進につながるのではないか。
- ・ 「野外活動の普及・奨励」に係る事業は行われているのか。

② 施策の方針2 スポーツ施設の整備

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「レクリエーションの推進」や「競技スポーツの活性化」に係る記述が見られない。
- ・ 施策の方針が2つに分かれているが、統合や、一部、市民の健康づくりの施策の方針との整理はできないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 施設利用の機会が平等に行われているかどうかの検証を行うべきである。
- ・ 市民の公平性の観点から「学校体育施設利用者受益者負担原則」の制度化を早期に実現すること。
- ・ 多くの市民が限られた施設を利用できるように工夫すべきである。各施設の予約・利用については、キャンセル料の徴収も検討してはどうか。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックをきっかけに、スポーツへの参加しやすい環境整備を進められたい。
- ・ 子供達を含め、多くの市民にオリンピック候補選手を間近で見られるような機会となる公式試合が開催できる施設をつくれないものか。
- ・ 市民全体のスポーツ実施率は、把握できているのか。すべての市民が自ら公共施設を利用した生涯スポーツの継続を望んでいるとは思えない。実際の市民ニーズの検証とそれに裏付けられた取組が望まれる。
- ・ 取組の記述に「～努めます」、「検討します」との表現はなじまない。

第5章(1) 防災・安全

① 施策の方針1 地震対策・風水害対策の充実

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「自らの安全は自ら守る。」、「地域の安全は地域で守る。」と言い切ってしまうのであれば、行政として安全に関する取組をやる必要はない。行政の責任と個人の責任をある程度明確にし、行政の責任に関する取組に注力すべき。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「浸水対策の推進」に係る具体的な記述がない。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 災害時避難行動要支援者名簿が、不測で唐突に起こる自然災害時に、どこまで役に立つのかは疑問である。名簿活用を含めた避難訓練活動を常に行うしか方法はないのではないか。
- ・ 避難場所になる建物周辺を重点に、倒壊がないよう未然に防げる事故防止に努めてほし

い。

- ・ 耐震化は建物所有者の自己責任である。公共施設と他者に被害を及ぼす建築物に対する対応に力を入れるべき。
- ・ 市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっているかどうか、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能が確保されているかどうかなど、目標とすべきまちの姿にある事項について、目標とする程度を明確にし、指標とすべき。
- ・ 「共助」を掲げる以上、必要情報を提供するだけにとどまらず、災害に対する啓蒙に行政がもっと積極的に力を入れてほしい。

② 施策の方針２ 危機管理対策

（１）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「施策の方針」に「危機管理対策」とあるが、危機管理対策をどのようにするのが示されていない。

（２）「主な取組」に対する提言

- ・ 自主防災組織連合会を開催し、各地区の相互の情報交換や連携を図る活動を引き続き行い、自主防災組織相互のコミュニティ形成を図ることが重要である。

③ 施策の方針３ 消防機能の整備・充実

（１）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「消防施設は老朽化耐震対策が実施され安定的に火災等への対応がなされています。」という施設の老朽化及び耐震対策のみが謳われている一方で、「主な取組」においては「消防施設の整備・機能充実」と示されており、内容に齟齬が生じている。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「救急・救助体制の充実強化」に係る具体的な記述がない。

（２）「主な取組」に対する提言

- ・ 「消防施設の整備・機能充実」とは、どの程度までを行うのか分からない。
- ・ 「情報通信機能の高度化を推進するために、消防救急無線のデジタル化を図るとともに・・・」とあるが、情報通信機能の高度化として「消防救急無線のデジタル化」に限定されているため、結果として「情報通信機能の高度化を推進する」として「実施事業」にそれに対応する事業として、「消防救急無線のデジタル化」や他の取組を行っていくべきではないか。
- ・ 大規模災害発生時に、消防職員のみでの災害対応は限界があり、平常時から団員の確保、各種訓練を行い、職員間の意思の疎通を図り、消防力維持を図っていく必要がある。

④ 施策の方針4 防犯活動の充実・強化

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 特になし。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 災害弱者に対する対応を、災害時を意識して日頃から対応策を整備していく必要性がある。
- ・ 「社会情勢の変化や環境に配慮し、電力消費の少ない省電力型防犯灯への転換を促進します。」とあるが、この内容と防犯活動の充実・強化にどのような関連性があるのかわからない。
- ・ 新たな犯罪の手法について警察等との連携を強化し、市民及び地域の防犯団体等への情報提供、対策等の周知が重要である。

第5章(2) 市街地整備

① 施策の方針1 市街地整備の推進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「施策の方針」で「市街地整備の推進」と市全体で見ているが、市内の地域ごとにそれぞれで整備の方向性は異なるのではないかと。異なるのであれば、地域ごとに「施策の方針」を立てるなど、細分化すべきではないかと。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 市民が市街地整備に対して何を求めているのか、ニーズを見極めていく必要性がある。
- ・ 再開発事業に関し事業計画、権利変換計画等の提示、権利者の不安の解消、調整を図っていく必要性がある。
- ・ 深沢地域整備事業はスピード感を持って進め、方向性を早く見出してほしい。

第5章(3) 総合交通

① 施策の方針1 道路・交通体系の検討

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「地域の実情を考慮した都市計画道路の見直しが行われました。」とあるが、「地域の実情を配慮した」は主な取組にある「都市拠点の整備事業や鎌倉市交通マスタープラン等との整合を図るとともに、都市防災に考慮した」に該当するものなのか、関連性が不明瞭である。
- ・ 「地域の実情を考慮した都市計画道路の見直しが行われました。」といきなり過去形の文

章が最初に登場するのは他分野と比較しても表現としておかしいのではないか。またこれに続く概念の記述とも繋がっていない。

- ・ 「自動車利用を抑制する等…」とあるが、「主な取組」においては、そのための具体的な内容は書かれておらず、重複した表現となっている。また、具体的なゴールが見えない。
- ・ 具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できる様な指標を設定すべき。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ ロードプライシングの実施のための課題の法制面や課金方法等の問題を整理し解決施策について引き続き検討していくことが重要である。ETC システムを一般道路へ適用することなど、法的な課題や課金方法等の課題を解決していくことが重要である。
- ・ 観光客が歩くことの多い鎌倉から長谷駅-長谷大仏に行く道路の歩道の改善を望む。
- ・ 「検討します」、「めざします」の記述は好ましくなく、記述としてもきわめてラフである。

② 施策の方針2 交通安全意識の高揚

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「交通安全意識の普及徹底などの取組を推進することで、交通安全対策の必要性を市民が認知し、市民の交通安全意識が高まっています。」と「関連機関、団体及び市民の協力により、交通事故の発生件数は年々減少しています。」は「主な取組」をみると市民の交通安全意識を高め、交通事故の発生件数を減らすことを目指していることと理解できるが、「目標とすべきまちの姿」だけを見ると関連性が見えない。
- ・ 「関係機関、団体及び市民の協力により、…」とあるが、協力が交通事故の発生件数を減らすことに直接繋がるのか、具体的に協力により何をするのかを明確にすべきではないか。
- ・ 「自転車利用の交通マナーが向上」することが、「市民が安心して暮らせる快適なまち」となるのか、関連性が不明瞭である。
- ・ 具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できる様な指標を設定すべき。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」とどの「主な取組」に関連があるのか不明瞭である。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 「交通安全意識の高揚」は取組ではないのではないか。また、「交通事故防止運動」との明確な違いがわからない。
- ・ 自転車左側通行帯の路面表示を実施した効果の検証がほしい。取り締まりや注意喚起月

間等を設けるなどして、ルールの徹底を図ってほしい。

③ 施策の方針3 駐輪対策の推進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「必要な駐輪場が整備されていることにより、市民が自転車等を使って快適な移動を行っています。」とあるが、「必要な駐輪場」がどの程度であるのか、目標が不明瞭である。
- ・ 具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できる様な指標を設定すべき。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 年々自転車利用者は増加が見込まれる。移動手段として鎌倉は自転車が便利である。駐輪対策として民間との協力体制をとってはどうか。

④ 施策の方針4 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「交通不便地域の解消」の部分は「主な取組」の「移動円滑化の推進に関する基本方針等の推進」と対応するものであると考えるが、関連性がわかりづらい表現である。
- ・ 「バスや駅のバリアフリー化…」について、バスのバリアフリー化は事業者が実施することであり、市が行うのはバスのバリアフリー化の支援ではないのか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 公共交通機関が観光客でいっぱいという現状の中で市民の公共交通機関の利用促進を図る意味はあるのか。
- ・ 「移動円滑化の推進に関する基本方針等の推進」の具体性が欠ける。
- ・ 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進という方針に対し、駅のバリアフリー化だけの事業でつながるのか。エレベータの設置支援だけでは公共交通機関の輸送力の向上は期待できない。

第5章（4）道路整備

① 施策の方針1 道路・橋りょうの整備・維持管理

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「効果的かつ効率的な道路整備」とあるが、「効果的かつ効果的」とはどういった整備基準なのか不明瞭である。また、「主な取組」の「都市計画道路の整備」がこの目標に対応する取組であるとする「道路の安全性・快適性を確保するため」に実施するものではないのではないか。

- ・ 「適切な歩行空間が整備されることにより、だれもが安心して道路を利用できる環境となっています。」とあるが、市内の狭隘な道路環境で、「だれもが安心して」利用できる道路の整備は難しいのではないか。実現可能な目標を設定するべきではないか。
- ・ 「災害が発生した際の緊急輸送路や緊急避難路が整備され・・・」とあるが、「主な取組」にその具体的な取組が記載されていない。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「生活道路の整備」の内容に係る具体的な記述が無く、目標と取組の関係が見えないものがある。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「橋りょうの整備」、「トンネルの点検・管理」に係る具体的な記述がない。
- ・ 具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できる様な指標を設定すべき。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 「都市計画道路の整備」について、計画期間中に具体的な取組がないのではないか。
- ・ 災害が発生した際の緊急輸送路、避難路の整備を確実に進めていくことが求められる。
- ・ 道路整備は、人通りの多い場所の優先順位が高くなるのは当然だが、常に優先順位が低く長年対策がなされない場所を把握し、財政状況を加味しながら、対応していく必要がある。
- ・ 歩きやすい歩道の整備が急がれる。
- ・ 市民満足度の実数が例年低く、また近年も下降していることについて、毎年のこととしてややあきらめられている感がある。限られたコストを効率的に使い、歩行者共存と生活道路の改善が進められることが求められる。
- ・ 道路補修は道路舗装修繕計画、橋りょうは橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけながら効率的に行うべき。
- ・ 電柱の地中埋設化等による対策にも取り組んで頂きたい。

第5章（5）住宅・住環境

① 施策の方針1 鎌倉らしい住まいづくり

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 施策の方針にある「鎌倉らしい住まい」とはどのようなものであるかは個人によって見解が異なるものであり、曖昧な施策を推進するための具体的な取組を策定することは困難なのではないか。また、仮に『「鎌倉らしい住まい」とはこの様な住まいである』と定義したとしても、「住まい」をつくるのは市民個人であり、法規の範囲外において行政機関がそれをコントロールすることは出来ず、自ずと事業は市営住宅に関するものだけに限られる。
- ・ 「鎌倉らしいまちの姿」が明らかでなく事業内容と連動しておらず、実現可能性に乏し

い。

- ・ 「人口バランス」や「活力のある地域社会の形成」を実現するための事業が住宅マスタープラン、実施内容にない。

(2) 「主な取組」に対する提言

空き家に関する具体的な施策を構築、実施することにより、空家等や特定空家等が増加しないように努めていく必要がある。

- ・ 若年ファミリー層の転入について、具体的施策を立て実行に移すことが求められる。
- ・ 住宅購入等については時代の変遷に応じて、公共というより、私的経済活動に近くなりつつある。誘導や促進を行政がどこまでなすべきなのか、行政が実施できる範囲を明確にして、実施すべき。
- ・ 「地域特性を生かした住宅・住環境の保全・創造の推進を図ります。」とあるが、施策の方針自体が「鎌倉らしい」と曖昧なため、「取組」も「地域特性を生かした住宅」と曖昧になっている。

第5章（6）下水道・河川

① 施策の方針1 下水道の整備・管理

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「公共下水道事業認可区域内の整備はほぼ完了しています。」とあるが、平成23年度末でも96.8%となっており、目標とし続ける必要があるのか。
- ・ 「効果的かつ効率的な施設の改築・更新」とあるが、「効率的かつ効果的」とはどういった改築・更新なのか不明瞭である。
- ・ 「豪雨等の自然災害が発生した場合でも、浸水の被害はなく…」とあるが、浸水の被害が全くなくなることは現実的ではなく、どの程度の被害軽減を目指し整備するのかを目標とすべきではないか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「下水道処理人口普及率の向上」に係る具体的な記述がない。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」の具体的などの部分に「主な取組」がどう結びついているのかを明確にすべき。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 下水道等社会インフラの維持管理には膨大な費用が必要である。長期的展望を踏まえ、効率的なコスト運用を期待する。
- ・ 施設の現状把握を実施し、優先順位を付け、計画的・効率的に業務を実施し、限られた予算を有効に執行してほしい。
- ・ 下水使用料の適正化については、市民生活に直結するものであるため、丁寧な対応をす

べき。

② 施策の方針2 水辺環境の整備・創出・管理

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「局所的な集中豪雨等が生じて、河川は氾濫することなく市民は安全に生活しています。また、河川津波遡上対策により、津波被害はほとんど発生しない状況となっています。」とあるが、「河川は氾濫することなく」、「津波被害はほとんど発生しない」という目標は現実的なものではない。実現可能な目標を設定すべきではないか。河川の氾濫については「主な取組」には鎌倉市公共下水道（雨水）の計画降雨量に対する整備をする旨が記載してあることから、目標はこの整備基準を満たすことではないのか。
- ・ 「河川津波遡上対策により、津波被害はほとんど発生しない状況となっています。」とあるが、過去の事例や鎌倉市の地形から考えて、津波の侵入を防ぐことは困難であり、津波発生時の被害は甚大なものとなることが予想される。防げないことは明確であるため、結果として河川の津波遡上対策も行われていない。よって、この目標がある限り、この「施策の方針」に対する評価は常に「以前と変わらない」「まちの姿の実現には不十分である」となる。
- ・ 「水辺には動植物が生息し、市民の憩いの場となっており、景観にも配慮した観光都市にふさわしい水辺環境となっています。」とあり、「主な取組」にも「水辺環境の創出」とあるが、鎌倉の狭隘な河川環境で市民の憩いの場となる様な水辺環境の創出には限界があるのではないか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「河川の維持管理」に係る具体的な記述がない。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」の具体的などの部分に「主な取組」がどう結びついているのかを明確にすべき。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 河川の維持管理により、水辺環境も整えられるが、整備のみでなく水辺環境の創出を積極的に行ってほしい。
- ・ 河川管理に関し、地域住民との協力体制をつくり上げ、良好な水辺環境を創出するべき。
- ・ 河川に対する安全対策については、今後も注視しながら整備を進めてほしい。
- ・ 老朽化の進行が懸念される河川・蓋掛け水路・調整池等の効率的な維持管理のため、施設調査を実施すべき。
- ・ 浸水被害解消、地震対策事業は早急に始めていただきたい。

③ 施策の方針3 下水道資源の有効活用

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「終末処理場で発生した処理水や汚泥の資源化が効率的に実施されており、より効率的な下水道事業を進めています。」とあるが、どう資源化されることが効率的で、どう下水道事業を効率的に進めるか不明瞭である。
- ・ この分野は財源の投入をしているのではなく、収益を創出している分野であるが、毎年記述は据え置きで変化がない。「終末処理場で発生した処理水や汚泥の資源化が効率的に実施されており」とあるが、現在の状態が効率的かどうかを検証して改善していくような内容でなければ、他施策とまとめてしまってよい。
- ・ 「最終処理場等の建物上部の未活用スペースは市民により多目的に利用されており福利厚生にも役立てられています。」とあるが、処理水や汚泥の資源化が行われ、七里ガ浜浄化センター上部は広場利用され、山崎浄化センターは新焼却施設の建設候補地となっている中で、施策の方針として独立させておく必要があるのか。下水道の整備・管理と同じ施策の方針でよいのではないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 例年財源も人員も投入されておらず、議論のしようが無い。毎年同じ記述になっており検証の実態も無いので、施策の方針「下水道の整備・管理」とまとめてはどうか。

第6章（1）産業振興

① 施策の方針1 農業・漁業の振興

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「農業では「人・農地プラン」により、新たな担い手や後継者が育成・確保され、」とあるが、なにをもって「確保」とするのか。
- ・ 「農産物の生産量及び市内での消費が高まっています。」とあるが、購入された農産物がどこで消費されたかを確認することは不可能なため、事業の成果が確認できない。数値が把握できないのであれば、記載すべきではない。
- ・ 「将来にわたり安定的に」農業及び漁業が営まれていると記載があるが、その効果をどのように図るか不明である。
- ・ 「つくり育てる漁業の推進」により漁獲の拡大が進むとあるが、つくり育てる漁業の推進と漁獲の拡大の関連性を判断するのは困難ではないか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」や「主な取組」に6次産業化への支援について記載があるが、具体的な取り組みがないのであれば記載すべきではない。
- ・ 当分野は「インフラ整備」「鎌倉ブランド発信」に特化すべきではないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 若い人たちが漁業、農業に従事している姿を見かけるが嬉しいことである。魅力ある仕事となる支援に取り組んでほしい。
- ・ 農地や漁港の管理をサポートする事業が多いが、どこまで市が担う必要があるのか。サポートするなら、補助金なしに該当産業だけで運営できる状態に持っていく取組を行ってほしい。このまま毎年、市が補助金を支給するのは受益者負担の観点からも疑問がある。
- ・ 「販路拡大や地場海産物の供給施策」の検討は行政の任務か疑問である。
- ・ 「公的市民農園」は必要か。当事者に任せてはどうか。

② 施策の方針2 商工業振興の充実

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 産業の活性化は、経営アドバイザーの派遣や経営革新への取組に対する助成だけにより達成されるものではない。
- ・ 「地域の特性を活かした商店街」の内容が不明瞭である。
- ・ 「事業者や組合と協働した伝統工芸の販路確保等により、売上が向上しています。」について、事業者の売上は、事業者の経営努力により確保されるべきもので、行政機関が関与すべきものではない。
- ・ 伝統工芸の「売上が向上しています」とあるが、「主な取組」にある「伝統工芸などの保存・継承、事業活用の支援」をすることが売上の向上に結びつくのか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「産業環境の整備」に係る具体的な記述がない。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 地域における就業者や職種のバランスを考えて、産業振興を行う視点が必要である。今後の鎌倉の将来を担う産業を育成する立場をとるべきである。
- ・ 立地条件等を検討し、IT企業、ベンチャー企業、若い人たちのやる気ある企業誘致に力を入れるべき。
- ・ 小町通りの様変わりは甚だしい。中には昔ながらの店舗も頑張っている。店舗規制をすべきではないか。
- ・ 商店の在り様も鎌倉の特色を生かした店づくりは考えられないか。
- ・ 鎌倉の伝統工芸の支援継続は必要と思われる。
- ・ 鎌倉彫振興支援は当然のことながら新しい鎌倉ブランドの創造、支援に力を入れてほしい。

第6章（2）観光

① 施策の方針1 観光都市としての質の向上

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「市民が訪れた観光客を温かく迎え入れるとともに、・・・」とあるが、これは、市民個人や地域の自主的な行動・活動に関するものであり、行政機関が関与できる活動以外、ましてや「家庭」にまで踏み込んだ事業を行うことはできない。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 「市民・事業者のホスピタリティの向上と、観光客のモラル向上を図り、・・・」とあるが、「目標とすべきまちの姿」に市民等の行動が盛り込まれているため、「主な取組」にも「市民」や「観光客」の行動が盛り込まれている。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」において「市民や事業者、市が協働して、ホスピタリティの向上をめざし活動しています。」とあるが、「目標とすべきまちの姿」よりも具体的な内容となるはずの「主な取組」が、「主な取組」においても「目標とすべきまちの姿」とほぼ同様となっている。
- ・ 観光都市としての質の向上には、市民の理解と協力が必要。
- ・ 世界の人気観光地ランキング入りを目指すべき。
- ・ 既に観光客は飽和状態であるため、観光客数を増やすような事業は行うべきではない。
- ・ そもそも「観光」は産業の一つであり、事業主の努力による集客力のアップが基本であることから、行政としては、観光客に対する行政やマナーに関する情報提供や、道路や公衆トイレを含む公共施設・設備の整備及び一般市民への観光客による被害対策のみに注力すべきである。
- ・ 「新たな観光資源の発掘・開発」に関わる取り組みは何かあるのか。指標の立寄地点数に変化がないところをみると、特に効果が出てないのではないか。
- ・ 滞在時間の長時間化を目指しているなら、指標を設定すべきではないか

② 施策の方針2 安全で快適な観光空間の整備

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「市内には観光案内板や快適な公衆トイレなどが十分に整備されています。」とあるが、何をもって「十分」というのか明確ではないのではないか。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」に、「主な取組」にある「魅力ある海水浴場づくり」に係る具体的な記述がない。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 観光に関わる各所について、まだまだ整備は必要。他分野、関係各所と連携をとって進める必要がある。

- ・ 市が公費で海水浴場の運営に支出している。海水浴客や海の家から美化に係る費用を徴収することも検討すべき。

③ 施策の方針3 地域が一体となった観光振興の推進

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「地域全体で観光振興を推進する体制がとられている」とはどのような状態なのか不明瞭である。
- ・ 観光資源を活かした収入の確保策の実施とそれによる観光施設の整備や観光施策の推進とあるが、市が行うべき部分と民間への効果を分けて記載すべきである。
- ・ 当該施策の方針の趣旨から、観光施策を推進することにより地域住民へ還元される内容なども記載すべきである。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 全てにおいてうまく行くとは限らないが、行政はできる限り観光都市鎌倉の秩序を保つ役割に重点を置き、運営などものによっては今あるイベントを外部機関にまかせてよいのではないか。
- ・ 観光資源を生かした収入の確保策が数多く実施されることを望む。
- ・ 収支が合わない観光施設を行政機関が持つ必要はない。
- ・ クラウドファンディングにより集めた寄附金をもとに観光施設を整備するなど、具体的な収入確保と施設整備を検討すべきである。

第6章（3）勤労者福祉

① 施策の方針1 雇用支援の充実

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 施策の方針「働く環境の充実」と統合はできないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 健康福祉の分野でも高齢者や生活困窮者への就労支援を行っており、連携した取組を行うことはできないか。
- ・ 鎌倉としてやるべき事業は何か。焦点を当て取組を進めるべき。
- ・ 就職活動は、自分自身で直接企業のやり取りやハローワーク等を利用して活動を行っている。市は、例えば、就職活動に困難を抱えている人たちを中心に支援するなど、市としての役割（国がすべきことを含めて、取組が重複することのないよう）を整理する必要があるのではないか。
- ・ 地域支援に力を入れている企業を誘致すべき。

- ・ 指標は企業就職面接会の参加人数ではなく、正社員の雇用数・短時間勤務の雇用者数などを指標として掲げるべき。
- ・ 「指標」の「鎌倉の企業就職面接会」の参加人数について、5人しか来ないような面接会については、そもそもの在り方を見直すべき。
- ・ 取組の記述に「～努めます」との表現はなじまない。

② 施策の方針2 働く環境の充実

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 施策の方針「雇用支援の充実」と統合はできないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 市内事業所の9割以上が中小企業であり、勤労者の福利厚生を図る必要があるとのことであるが、負担金を支出するだけになっている。市の役割を再考する必要があるのではないか。
- ・ 市税を中小企業の福利厚生の充実に充てた以上、その満足度、効果を市が把握していることが求められる。
- ・ 健康経営の視点が注目されてきている中、健康福祉の分野でも健康経営を行う事業者への奨励など、結果として勤労者の福祉に資する事業も行っている。連携した取組を検討する余地はないか。

③ 施策の方針3 技能振興の充実

(1) 「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「専門的な技能」がどのような形で民生生活を豊かにするのか因果関係が不明である。
- ・ 「技能振興」は行政が行うべきことなのか、市民や事業者任せにしておけばよいものか、検討が必要ではないか。
- ・ 目標とすべきまちの姿と主な取組の関係性を具体的な内容として、整理すべきではないか。

(2) 「主な取組」に対する提言

- ・ 技能祭を実施し、広く市民に技能者の技術に触れる機会を創出することは重要であるが、具体的な記述がなく、具体的な効果が不明であるため、これらを明らかにする必要がある。
- ・ 各技能者組合で後継者の育成に取り組んでいるが、より市民に周知されるよう努力が必要である。
- ・ 優秀な技能者は市民生活の向上にどの様に寄与するのか。
- ・ 市の責務として、何を行うのか明確に示したほうが良いのではないか。(技能の啓発や奨励)

励を行うといいつつ、事業が効果的に行われているように判断できない。)

- ・ 実施事業を見ると、鎌倉彫だけを支援していくように見えてしまう。

第6章（4）消費者対策

① 施策の方針1 消費者施策の推進

（1）「目標とすべきまちの姿」に対する提言

- ・ 「市内の連携システムの整備・充実」とあるが、具体的にはどのような状態（姿）を指し、それはどのような指標等で測ることができるのか。
- ・ 施策の方針として独立した方針となっているが、他の施策の方針との統合は検討できないか。

（2）「主な取組」に対する提言

- ・ 「消費者被害未然防止策」に積極的に取り組んでいただきたい。急増する「独居高齢者世帯」「老々世帯」がその対象になり易いことから、情報紙・広報かまくら・講座等に頼ることなく「包括支援センター」、「警察巡回活動」等との連動や対象者が集まる病院・地域のお祭り等での巡回広報活動を実施し被害を受けやすい市民へのダイレクトコミュニケーションを強化すべきである。
- ・ ネットを通じた消費者トラブルなど、若者たちの被害は把握できているのか。学校教育で消費者教育を徹底すべきである。
- ・ 啓発活動については、当事者の層や時流により効果的な発信の仕方が変わっていくと思うので、常にそれを意識して取り組んでいただきたい。被害者の年齢、地域別データの分析などによりピンポイントの対応策もとれるのではないか。
- ・ 市の責務として、関連法規への対応は当たり前のことで、対応することが取組ではなく、法規へ対応して、市として何を、誰に対して、どのようにするための取組をするのかを記述すべきではないか。

＜考え方1＞市民自治

- ・ 特になし。

＜考え方2＞行財政運営

- ・ 特になし。

＜考え方3＞防災・減災

- ・ 東日本大震災を受けて「計画の推進に向けた考え方」として据えられたが、全分野に関連するテーマとは考えにくい。防災・減災に係る具体の施策は第5章にも組み込まれており、「計画の推進に向けた考え方」として残すかどうか検討していただきたい。

- ・ 鎌倉市は海に面したまちであり、津波被害のリスクも高いため、市民の関心が高いテーマではある。

＜考え方4＞歴史的遺産と共生するまちづくり

- ・ 古都鎌倉が世界遺産に登録されたことを受けて「計画の推進に向けた考え方」として据えられたが、あまり全分野に関連するテーマとは考えにくく、第2章あるいは第3章の中に入れ込んでよいのではないか。このまま「計画の推進に向けた考え方」として残すかどうか検討していただきたい。
- ・ 「歴史と共生」といって言い方であればまだ「考え方」として理解もできるが、「歴史的遺産」とい言うと、ハードのイメージになり分かりにくい要因となっている。
- ・ 歴史的遺産は鎌倉市の特徴をよく表す部分であるので、当該考え方を残すというのも一案だが、その場合も書きぶりについては工夫をする必要がある。

各施策に共通する課題・提言

① 新基本計画策定方法に対する提言

- ・ 既存のフレームに沿って議論を行っているが、次代の大きな転換点を迎える社会情勢の今、新基本計画の体系自体について議論する必要があるのではないか。
- ・ 分野の区分に関して、複数の部署にまたがる分野は誰が責任を持って推進すべきか分からなくなっている場合がある。一つの部署に対して基本計画の一つの施策が対応するようになるとう分かりやすい。
- ・ 新基本計画に関する市民対話を行うならば、そこで出された意見がどのように反映されたのかをきちんとフィードバックすることが重要である。
- ・ 担当者が事業の目的や意味を理解せずに前例踏襲で惰性的に続けているものもあるように思われる。新計画策定にあたっては、行政評価を通じた事業の効果評価、見直しがなされ、選択と集中をすすめるという視点も必要である。

② 新基本計画の内容に対する提言

- ・ 基本的に、新基本計画の主語は「行政」であるべきである。
- ・ 行政の関与できる、あるいは関与すべき範囲に限定して基本計画とすべきである。
- ・ 施策の方針の中に、本来すべての分野に共通するような概念が含まれていることがある（男女平等、人権など）。そのようなものは、一つの施策として行うよりも「計画の推進に向けた考え方」として縦軸に据えた方が良いのではないか。
- ・ SDGs の考え方でいえばどのような評価がなされるのかを意識し、SDGs と関連を持たせる範囲を明確にすべき。
- ・ 「目標とすべきまちの姿」と「主な取組」の内容の関連性を明確に記述する必要がある。

これらの片方にのみ記載があるという状況は避けるべきである。

- ・ 「目標とすべきまちの姿」の主語を明確にし、誰が何をすべきなのか、分かりやすく示す必要がある。
- ・ 「主な取組」が誰を対象とするものなのか明示する必要がある。世代や地域性の違いが影響するのならば、それぞれ書き分けることも一案である。
- ・ 「主な取組」の記述として、具体的に何を行うのか明確にするとともに、その成果を検証する指標の設定を意識する必要がある。
- ・ 「主な取組」の記述に、「～を検討します」「～をめざします」「～を図ります」「～に努めます」等の表現はなじまない。